

日名公園、大谷公園ほか6公園
自動販売機設置事業者募集要項

令和7年1月

岡崎市都市基盤部
公園緑地課

1 事業の目的

日名公園、大谷公園ほか6公園は、近隣、街区内に住居する方を始め多くの方に利用される公園です。日名公園、大谷公園ほか6公園で自動販売機設置事業者募集を行い、便益機能の提供を目的としています。

近隣公園である日名公園は運動場が整備されており、スポーツ利用者の方を始め賑わいがある公園で、利用者が特に多い公園です。また、近隣公園である大谷公園はキャンプ設備があり、デイキャンプ、宿泊キャンプを行うことができ、自然の中でゆっくりと休養できる公園です。スポーツ利用者、キャンプ施設利用者の利便向上とするため食品を取り入れるなど飲料水に限らない提案を募集します。

今回、来園者へのサービス向上のため、飲料水等を提供する自動販売機を各公園に1台ずつ設置する事業者を募集し、公園の効用の増進に繋げていきたいと考えています。

なお、要項に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知おきください。

2 事業の概要

(1) 内容

都市公園法第5条の規定に基づく設置管理許可による事業

(2) 事業期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※延長はしません。

(3) 使用料

年額 67,680 円/1台を下限とします。(1台あたり2㎡と判断します。また、各公園1台のみしか認めません。)

(4) 設置する公園

設置公園を(A)北エリア及び(B)南エリアの2グループに分け、グループ単位で募集します。

(A) 北エリア

日名公園(日名南町)、井田公園(井田新町)、池田公園(六名町)、江口公園(江口町)

(B) 南エリア

大谷公園(上地町)、つむぎセントラルパーク公園(美合町)、じぞう公園(上地町)、大久後公園(上地町)

(5) 区域

各公園内で提案者が置きたいと考える場所を提案してください。また、電気等のインフラは提案者自らが整備してください。(設置許可内に含むものとします。)

なお、電気容量(メーター)は市の契約のため、容量増に関する手続は市が行います。(現在5Aのため、40A(仮)など。)当該手続に関する費用は市が負担し、期間満了時の手続も市が行います。

(6) 事業方式

公募型プロポーザルにより実施します。

(A) 北エリア及び(B) 南エリアの両グループの提案を必須としますが、審査は(A) 北エリア、(B) 南エリアで別々に行い、各グループで設置できる事業者は1 者のみとします。なお、今回募集する公園の全てに必ず1 台ずつ設置してください。

(A) 北エリアのうち日名公園は様式3「提案書」及び様式4「価格提案書」により審査し、その他の3 公園は様式4「価格提案書」のみで審査し、(A) 北エリアの総合評価点を算出します。

同様に(B) 南エリアのうち大谷公園は様式3「提案書」及び様式4「価格提案書」により審査し、その他の3 公園は様式4「価格提案書」のみで審査し、(B) 南エリアの総合評価点を算出します。

3 設置にあたっての条件

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とします。
- (2) 維持管理に係る光熱水費は原則、提案者の負担とします。(ただし、電気代は市への使用料に含むものとします。)
- (3) 酒類、タバコの販売は禁止とします。
- (4) 期間満了又は設置許可の取消しがなされた場合は、設置者の負担により、速やかに機器撤去と同時に許可物件を原状に復すること。原状回復に際して、設置事業者が投じた有益費や必要費が現存する場合であっても、一切本市にその償還等の請求することはできないこととします。
- (5) 設置機器は省電力タイプのものを採用すること。
- (6) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、公園の駐車場利用時間に従い、駐車場に駐車すること。また、駐車場のない公園は車両を乗り入れて商品補充、維持管理等を行うこと。
- (7) 販売価格は通常市販価格を超えてはならないものとする。
- (8) 販売した商品の容器は、設置者の責任で回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。
- (9) 上記以外に別途条件が付されている場合はそれに従うこと。
- (10) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (11) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (12) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- (13) 商品の具体的な構成及び商品補充・容器回収頻度については、設置者決定後、協議して決定することとする。ただし、当該施設の良い運営のため、市から商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。
- (14) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (15) 節電等、市又は施設管理者が行う各種取り組みに協力すること。
- (16) カップ式自動販売機については、岡崎市保健所の営業許可を受けること。
- (17) 牛乳、加工乳、乳飲料を取り扱う場合は、岡崎市保健所の乳類販売許可を受けること。
- (18) 市からの求めに応じて、自動販売機別の月毎販売個数を報告すること。

4 参加の方法

(1) 要件

自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人（以下「応募法人」という。）であること。

(2) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当するかたは、応募することができません。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人

イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人

エ 応募の日から優先交渉権者決定通知日までの間に、岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にある者

オ 最近の 1 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人（個人）市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）

カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する者

(ア) 応募の日から事業優先者決定通知日までの間に於いて、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 24 日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除措置を受けている法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

(イ) 応募の日以前に於いて、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から 3 年を経過した法人を除く。

キ 本事業の選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

ク 次に該当する者が役員又は配置する職員になっている団体

(ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 審査

(1) スケジュール

募集要項の交付	令和 7 年 1 月 31 日（金）
質問書受付	令和 7 年 1 月 31 日（金）から 2 月 7 日（金）まで
質問書回答	令和 7 年 2 月 12 日（水）
事業者申込受付	令和 7 年 2 月 21 日（金）
事業者決定	令和 7 年 2 月 28 日（金）
事業開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）以降

(2) 申込について

ア 質問及び回答

質問書	様式1「質問書」
受付期間	令和7年1月31日（金）から2月7日（金）午後5時まで
提出方法	電子メール ※件名は「自動販売機 質問」と記載
アドレス	koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp
提出先	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
回答日	令和7年2月12日（水）に回答
回答方法	ホームページにおいて公表します。

イ 事業者申込について

提出書類	「提案関係書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）
受付期間	令和7年2月21日（金）
受付場所	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
提出方法	受付場所へ持参

受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

(3) 受付場所

岡崎市役所公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）

午前9時から午後5時まで

住所 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-7406

アドレス koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp

FAX 0564-23-6559

<作成の注意事項>

- ・1組（者）につき、（A）北エリアで1提案、（B）南エリアで1提案とします。（A）北エリア及び（B）南エリアの両グループの提案を必須とします。
- ・関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案関係書類を作成してください。
- ・提案関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・提案関係書類の提出後の変更は原則認めません。ただし、必要に応じて修正等を求める場合があります。
- ・必要に応じて提案関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ・申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。

【提案関係書類一覧】

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 参加申込書兼誓約書	様式 2	1 部	3 部
2 応募関連書類	—	—	—
(1) 登記事項証明書 ※ 3 か月以内のもの	—	1 部	3 部
(2) 役員氏名等届出書 ※ 役員の氏名、住所、生年月日を記載した書類		1 部	3 部
(3) 市税等納税証明書（滞納のないことの証明） ※ 国税、県税は不要です。 ※ 岡崎市で賦課がある場合は岡崎市のものを、賦課がない場合は岡崎市を所管している営業所が所在する自治体のもの		1 部	3 部
3 提案 表紙	様式 3－1	1 部	3 部
(1) 設置にあたっての考え方について	様式 3－2	1 部	3 部
(2) 実際に設置する自動販売機について	様式 3－3	1 部	3 部
(3) 市の施策への協力について	様式 3－4	1 部	3 部
(4) 価格提案書	様式 4	1 部	3 部

6 審査のながれ

(1) 第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「日名公園、大谷公園ほか 6 公園自動販売機設置事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、(4)で示す評価の基準に沿って審査します。プレゼンテーションは行いません。

(3) 選定委員会

提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された提案について(4)の評価の基準に基づき 審査を行い、点数の高い順に優先交渉権者及び次点を選定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下の通りです。

	氏名	所属
委員	根本 健一	都市基盤部長
委員	奥田 信	公園緑地課長
委員	富田 浩也	企画課長

(4) 評価

ア 加點評価の基準

(A) 北エリア 日名公園の加點評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
設置にあたっての 考え方について	スポーツ利用者が多いという特性等を理解し、提案されているか。	5
	来園者の満足度向上への考え方が提案されているか。	5
実際に設置する 自動販売機 について	考え方に基づいた飲料水の自動販売機が提案されているか。（自動販売機の性能や商品ラインナップなど）	15
	市のPRや公園にふさわしいものが提案されているか。（外装のデザインやサイネージを活用した岡崎アスリートや観光施設の紹介等）	15
	防犯機能や災害時の対応、利用者特性の把握など、自動販売機設置に伴う付加価値の提案がされているか。	10
	飲料水に限らないものの（スポーツ利用者のための食品等）自動販売機による提供で来園者の利便向上のための提案がされているか。	20
市の施策への 協力について	SDGs 未来都市に選定された市が取組む各種施策への貢献、協力等が具体化され、今後取組む事業として提案がされているか。市が抱える維持管理への課題解決となる提案がされているか。（市が実施するフードドライブへの参加や、ゼロカーボン社会の実現に向けての協力、熱中症対策への取組みの協力など、当該公園から派生した市域への波及など。当該公園施設の更新など） ※岡崎市 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1325/p027187.html ※岡崎市 OK フードドライブ https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1144/p034238.html	20
合計		90

(B) 南エリア 大谷公園の加点評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
設置にあたっての考え方について	キャンプ施設利用者が多いという特性等を理解し、提案されているか。	5
	来園者の満足度向上への考え方が提案されているか。	5
実際に設置する自動販売機について	考え方に基づいた飲料水の自動販売機が提案されているか。（自動販売機の性能や商品ラインナップなど）	15
	市のPRや公園にふさわしいものが提案されているか。（外装のデザインやサイネージを活用した岡崎アスリートや観光施設の紹介等）	15
	防犯機能や災害時の対応、利用者特性の把握など、自動販売機設置に伴う付加価値の提案がされているか。	10
	飲料水に限らないものの（キャンプ施設利用者のための食品等）自動販売機による提供で来園者の利便向上のための提案がされているか。	20
市の施策への協力について	SDGs 未来都市に選定された市が取り組む各種施策への貢献、協力等が具体化され、今後取り組む事業として提案がされているか。市が抱える維持管理への課題解決となる提案がされているか。（市が実施するフードドライブへの参加や、ゼロカーボン社会の実現に向けての協力、熱中症対策への取り組みの協力など、当該公園から派生した市域への波及など。当該公園施設の更新など） ※岡崎市 SDG s（持続可能な開発目標）の推進について https://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1325/p027187.html ※岡崎市 OK フードドライブ https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1144/p034238.html	20
合計		90

イ 採点方法

(ア) 価格点評価（8公園共通）

価格点の算定式は以下によります。

当該応募における価格

価格点＝ $\frac{\text{提案のうち最も高い応募における価格}}{\text{提案のうち最も高い応募における価格}} \times 15 \text{ 点}$

提案のうち最も高い応募における価格

価格点は、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出します。各公園それぞれで価格点を算出します。

(イ) 加点評価

加点評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す5段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.50
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25
E	改善すべき点がある	配点×0

選定委員会の各選定委員の加點評価点を合計し、選定委員人数で割った値を提案点とします。

提案点＝各選定委員の加點評価点の合計÷選定委員人数

小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

(A) 北エリア

総合評価点(150点満点)＝提案点(90点満点)＋各公園分の価格点(60点満点)

(B) 南エリア

総合評価点(150点満点)＝提案点(90点満点)＋各公園分の価格点(60点満点)

各グループにおいて価格点及び提案点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。合計が同一であった場合は、提案点の高い者とします。

(5) 結果通知

選定結果は速やかに事業者へ文章にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

(6) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、優先交渉権者及び次点選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触等を行った場合は、失格となることがあります。

(7) 優先交渉権者の決定

最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。

(8) リスク分担等

本業務の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		内 容	リスク分担	
			市	提案者
申請関連リスク	書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、申請者が作成した書類に関するもの		○
	申請コスト	申請費用の分担		○
管理運営リスク	資金の調達	必要な資金の確保		○
	事業変更	本市の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合	○	
		提案者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による損傷		○
		施設、機器等の構造上の瑕疵による損傷		○
	収入リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
		施設改修による臨時休業等		○
		提案者の提案による事業運営によるもの		○
		提案者の責めに帰すべき理由によるもの		○
社会的リスク	第三者への賠償	提案者が維持・運営において（事業者が行う整備・管理運営業務において）第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
	地域、利用者への対応	地域との協調、利用者からのクレーム等への対応に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟に関するもの	○	
物価変動		人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
金利変動		提案者決定後の金利変動		○
不可抗力		自然災害、感染症等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業		○